

## 多宗派時代の市民権

— 宗教改革後ユトレヒトにおける都市共同体再編とカトリック —

安 平 弦 司

はじめに

共同体は内と外、「我々」と「他者」を峻別する。前近代ヨーロッパにおいて世俗の共同体は、霊的なキリストの身体 Corpus Christi のメタファーをもとにして、社会的なキリストの身体 Corpus Christianum と観念された。キリストが不可視の霊的な「頭」となり、洗礼を通じて結びついた「四肢」たる信徒たちを束ねる共同体において、聖俗のメンバーシップは密接不可分とされていたのである。このことを指摘しながら、N・テルプストラは、宗教的他者をキリストの身体に菓食う病や穢れとして表象し、その排除を肯定する、中世以来の社会的なキリストの身体論こそが、ヨーロッパ初の大規模な社会浄化プロジェクトとしての宗教改革を促し、数多くの宗教的難民を生み出した、と論じた。<sup>(1)</sup>しかし、宗教改革後のヨーロッパの様々な世俗共同体が実際には複数宗派によって構成されていたこともまた確かである。事実上の *facto* 多宗派状態は近世ヨーロッパの例外というよりむしろ典型であり、「寛容の楽園」オランダ共和国はその極端な一例に過ぎない。<sup>(2)</sup>

多宗派時代の市民権（安平）

一（一）

近世ヨーロッパは、世俗共同体の宗教的一体性という理念と、複数宗派の併存という現実の間で揺れていた。その中でも、本稿は「黄金時代」（二七世紀に相当）のオランダ共和国を取り上げ、唯一の公認宗派であった改革派と非公認宗派の中で最大勢力を誇ったカトリックの双方が拠点を形成していたユトレヒト<sup>3</sup>における宗派共存を、カトリックと市民権に着目しながら論じる。前近代ヨーロッパで市民権は都市共同体の中核的構成員のメンバーシップを規定しており、近世多宗派都市の市民権を政治宗教的マイノリティと関連づけながら論じることは、宗派共存の歴史を語る上でも重要である。

宗派共存という語で筆者が意図しているのは、異なる宗派の人びとが特定の物理的空間を共有している環境 environment のことである。環境としての共存はその内部に共歓 conviviality も紛争 conflict も含み込んでおり、ふとした条件の変化で人びとの関係性は共歓から紛争、紛争から共歓へと移ろいゆく。宗派共存環境をよりよく理解するため、筆者は統治戦略 governing strategies と生存戦術 survival tactics という分析概念を用いる。為政者が、脆く壊れやすい共存環境を統治するために用いるのが、訴追・迫害 pro/persecution と寛容 toleration という二種類の政治的实践から構成される統治戦略である。他方、被迫害者・寛容被付与者が、迫害者・寛容付与者との非対称的な権力関係のもとで、不安定な共存環境を生き抜くために使うのが、独自の空間実践や自己表象言説から成る生存戦術である<sup>4</sup>。本稿はまず、ユトレヒトの為政者が、改革派教会からの圧力と恒常的な財政難の中、反カトリック的な市民権政策を通じて宗派共存環境を統制しようとしていたこと、すなわち彼らの統治戦略を示す。さらに、そうした差別的状況下においてもカトリックが実際には市民権を獲得できていたことを論じた上で、市民権に関する彼らの言説上での生存戦術を明らかにする。本論に移る前にここでは、本稿を近世オランダ史の研究動向の中に位置づけるため、教会史と宗派化論、都市宗教改革研究、カトリック・アイデンティティの文化史、市民権の社会経済史に関する先行研究を概観し、本稿の課題を明確化する。

一九世紀から二〇世紀末に至るまで、近世オランダの宗教を扱う研究では、教会制度や神学論争、一部の著名な聖職者に焦点を当てた宗派ごとに縦割りの教会史が主流であった。教会史家たちは長らく、一六〜一七世紀オランダのプロテス

タント化 protestantisering) について議論を重ねていたが、一九八〇年頃の彼らの共通理解は、共和国において聖俗権力の協力によって上から強制されたプロテスタント化は起こっていないであった。<sup>(5)</sup> オランダ改革派教会は、宗派の別に関わらず万人に奉仕することを義務づけられた公的教会 *publieke kerk* であり、人びとにそれへの帰属を法的に強制する国教会ではなかったのである。一部の厳格改革派牧師は神政的体制を求めたが、その提案が「寛容」な為政者に全面的に支持されることはなかった。むしろ改革派教会は概して、成員たる聖餐式陪餐者に厳しい倫理的規律を要求し、排他的な宗派共同体を形成しようとしていた。実際に、近世を通じて改革派教会の成員の数はオランダ総人口の半数を超えることはなかった。改革派教会に恒常的に通ってはいても、厳格な規律を嫌って同教会の成員にならない者——研究上で改革派教会の愛好者 *liehebber* と呼ばれる——は相当数存在し続けた。<sup>(6)</sup> それ故、オランダ史研究者は一様に、一九八〇年代のドイツ史学界で提唱され始めた宗派化論を拒絶してきた。<sup>(7)</sup> 主唱者 H・シリングラによれば、宗派化とは、およそ一五六〇年から一六五〇年頃のヨーロッパにおいて、宗派教会と世俗権力の協力体制によって上から課された社会的規律化のことである。<sup>(8)</sup> プロテスタント化論研究が示したように、この意味での宗派化はオランダ共和国においてほとんど実現し得なかった。

他方、遅まきながら一九九〇年頃に、オランダの学界にドイツから都市宗教改革研究が導入された。<sup>(9)</sup> 都市宗教改革の考え方はドイツ史では一九六二年の B・メラーの著作以来長い伝統があるが、<sup>(10)</sup> ようやくオランダ史家たちも、都市共同体の観点から、世俗当局や一般市民・住民と多様な宗派教会の相互作用の中に宗教改革を位置づけるようになったのである。ドイツやスイス同様に近世オランダにおいても、市民的なものや混ざりあった中世以来の聖なる都市共同体の観——社会的なキリストの身体論——は依然として存在していた。ただしオランダ史家たちは、この聖なる都市共同体の觀念こそが、宗派化を促進するのではなくむしろ阻害し、宗派共存を可能たらしめた、と論じている。例えば J・スパーンスによれば、ハールレムの改革派為政者は改革派教会が求める宗派化を妨げ、超宗派的な市民文化を促進することで都

市共同体の一体性を守ろうとしていた。都市行政官の政治的権威を尊重し、超宗派的な市民的調和を脅かさない限り、非公認宗派は自らの宗派の低位文化を維持することを黙認された、というのである。<sup>(11)</sup> 同様の議論は本稿が扱うユトレヒトに關しても、B・カプランとB・フォルクラツによって展開されている。ユトレヒトにおいても、宗派共存実現の鍵は超宗派的な市民的調和を促進する為政者が握っており、カトリックのような非公認宗派は、為政者が管理する公的領域から撤退し、信仰を私的領域に押し込めている限りに於いて寛容された、というのである。<sup>(12)</sup> この公私区分に基づく宗派共存理解は、ここ一〇年程で盛んになってきた、近世オランダのカトリック独自のナショナル・アイデンティティあるいは個人のアイデンティティを扱う研究でも踏襲されている。この潮流に棹さず文化史研究は、為政者が統制する公的領域からカトリックが撤退していたことを前提に、彼らが自らの私的領域において、いかにして・どのようなカトリック文化を形成していたのか、ということ明らかにしようとしているのである。<sup>(13)</sup>

オランダ都市宗教改革研究は、上述のように「寛容」な改革派為政者像を強調しているが、社会経済史家M・プラクは、市民権政策に現れる為政者の「不寛容」を指摘している。黄金時代の経済的繁栄を謳歌したホラント等の沿岸州の国際商業都市は市民権に宗派差別を一切導入しなかったが、ユトレヒトを含むオランダ内陸州の幾つかの都市は一七世紀初めから半ばにかけて、市民権の獲得権利を非改革派キリスト教徒から剥奪するようになった。プラクによれば、地元の手工業に依存していた内陸州諸都市では、宗派的他者たる非改革派から市民権及びギルド加入権を奪い、衰退しつつあるローカルな市場へのアクセスを制限し、唯一の公認宗派たる改革派の便益を優先する宗派差別的政策が経済的観点からも支持されたのだという。<sup>(14)</sup> ユトレヒトに關するプラクの分析は、R・ロメスによる同市の移民・人口動態分析によっても補強されている。<sup>(15)</sup> 内陸州諸都市の市民権を扱う社会経済史研究は、「寛容」なホラント州——あるいは特にアムステルダム<sup>(16)</sup>——にオランダを代表させがちな教科書的なホラント中心史観を批判することに成功している、といえよう。

このように近年の研究は、二〇世紀末までの靜態的な歴史像を大きく塗り替えてきた。しかし、依然として等閑視され

たまの論点もある。それは宗派共存の歴史におけるカトリックの役割である。都市宗教改革研究も市民権の社会経済史研究も、都市ごとの独自性を考慮しつつも、宗教改革後の都市共同体再編を改革派為政者の統治戦略の視点からのみ語っている。事実上の *de facto* 宗教的多元性に対処するための統治実践や統治理論がそれら研究の主たる関心なのであり、行為主体は迫害者・寛容付与者である改革派にのみ想定されているのである。また近年盛んなカトリック文化史研究は、改革派の優位が確立した公的領域から逃避した先にある私的領域で形成された、カトリック独自のアイデンティティやハビトゥスを分析対象としている。つまり、個別の都市共同体の再編・ローカルな次元での宗派共存を、被迫害者・寛容被付与者であるカトリックの生存戦略の視点から分析する研究は全くなされていなかったのである。市民権に関していえば、何故一部のカトリックが差別的法制度の中でも市民権を獲得し得たのか（為政者に寛容されたという受動的記述ではなく）、カトリックは市民権をいかなるものとして認識し論じていたのか、という問題はこれまで問われることすらなかった。本稿は、宗教改革後のユトレヒトの宗派共存と市民権を、改革派為政者の統治戦略という視点のみならず、カトリックの生存戦略という視点からも分析する。オランダにおける改革派とカトリック双方の拠点であり宗派間抗争の中心地でもあったユトレヒトの事例は、将来的な比較研究の基盤を提供してくれるであろう。

本稿第一章はユトレヒトの社会経済的性質を市民権との関係において概観する。次に第二章は、法令集や市参事会議事録<sup>(18)</sup>、改革派教会会議事録<sup>(19)</sup>を用いて、反カトリック的市民権政策を通じて為政者の統治戦略の展開を時系列的に跡づける。続いて第三章は、市民登録簿<sup>(20)</sup>に基づき、カトリック市民権志願者の数量データや社会的プロフィールを明らかにし、これまで分析されてこなかった、一部のカトリックに市民権獲得を可能にさせた要因を解明する。ここまでは法的カテゴリーとしての市民権を論じるが、第四章は、公権力に向けたカトリックの請願<sup>(21)</sup>等を用いて、従来等閑視されてきた、市民権・市民性に関する彼らの認識・言説（市民に相応しい扱いや市民に求められる振る舞いに関する認識・言説）を、彼らの生存戦略の中に位置づける。「おわりに」では、結論として、改革派教会、為政者、カトリックがそれぞれ異なる都市共

同体観を持ちながら、宗教改革後ユトレヒトの都市共同体再編に参加していた、ということを主張し、今後の研究展望を示す。

### 一 舞台——ユトレヒトの社会経済的景観と市民権

ユトレヒトは近世を通じて恒常的な財政難に悩まされており、同市の市民権を巡る問題は都市の困難な経済状況と密接に結びつきながら推移していった。本章は、ユトレヒトの社会経済的特徴を、法的カテゴリーとしての市民権と関連づけながら概観する。

#### 社会経済構造と人口

古代以来、ユトレヒトは低地地方北部の政治と宗教の中心地であった。一二二二年に神聖ローマ皇帝から都市特権を獲得して以降、同市は低地地方北部における商工業の中心地としても発展した。しかし、一三〇〇年頃にホラント伯がユトレヒト司教との抗争の中でユトレヒト市を迂回する商業路を整備したことで、同市の経済的求心力は低下していくことになる。これ以降、ユトレヒトは長距離交易において特筆すべき役割を持たなくなり、同市の経済はローカルな手工業とリージョンナルな農業市場に依存することになった。一七世紀オランダで「最初の近代経済」が誕生したと主張する経済史家J・デ・フリースにいわせれば、オランダ黄金時代においても「ユトレヒトのポリテイカルエコノミーは明らかに前資本主義的」なのであった。<sup>(23)</sup>

低地地方北部は近世ヨーロッパにおいて最も都市化率の高い地域であったとされる。デ・フリースによれば、当地の都市人口の割合は、一五〇〇年頃で一五・三%、一六〇〇年頃で二四・三%、そして一七〇〇年頃で三三・六%と、他地域

を圧倒している。<sup>(26)</sup>一六世紀初めの北西ヨーロッパで人口二〇〇〇人以上の都市は一〇しかなかったが、ユトレヒトはそのうちの一つに数えられる(約二〇〇〇人)。その後、同市の人口は、一五七七年頃で二五〇〇〇人程、一六七〇年頃には三三五〇〇人程にまで増加した。しかし、同時期にホラント州諸都市の人口が激増したことにより、一七世紀のユトレヒトは低地地方北部の都市別人口規模で四・五番手に甘んじるようになった。ホラント州諸都市に比べればユトレヒトの人口増加率は控えめなものであったが、ホラントと同様にその主たる要因は移民流入であった。<sup>(27)</sup>しかし、入移民の社会的プロフィールに関して、ホラント州諸都市とユトレヒトの違いは明白である。ホラントにはフランドルから熟練織物手工業者が、ブラバントやイペリア半島からは国際商人が集まり、黄金時代の経済発展を下支えしていた。ハプスブルク支配地域から逃れてきた彼らの中には、改革派やセファルディム系ユダヤ人といった宗教的難民が多く含まれていた。それに対しユトレヒトは、ドイツを含む東方と人口動態的に結びついており、そこからほとんどの場合ローカルあるいはリジョナルなニーズにのみ応えられる手工業者・小商人を獲得できただけであった。<sup>(28)</sup>

#### 法的カテゴリーとしての市民権

一七世紀ユトレヒトも含む前近代低地地方の都市共同体は、異なる権利・義務を伴う様々な法的カテゴリーの人的集団によって構成されていた。都市共同体の中核的構成員である市民 *burger/voorter*、市民権は持たないが都市居住権を持つ住民 *inwoner/ingezetene*、その *schepenen* ない異邦人 *vreemdeling* や短期滞在者 *passant* らである。中でも市民は特権的地位を享受していた。政治的には、市民のみが都市行政官職も含む主要な公職に就くことができた。法的には、市民は、同胞市民である自都市の参審人 *schepenen* によって構成された都市裁判所に召喚される権利、別言すれば、自都市外で裁かれない権利を有した。社会経済的には、市民は様々な流通税を免除され、ギルドへの排他的アクセス権を持ち、市営の孤児院や救貧院を独占的に利用できた。こうした種々の権益と引き換えに、市民は都市への忠誠宣誓や都市防衛の義

務を負い、成人男性市民の一部は民兵団 *schutterij* に加入して都市の秩序維持に貢献することを求められた。<sup>(29)</sup> 特にユトレヒトでは、ギルドが都市共同体にとって政治的・社会経済的に重要な役割を果たしており、市民権に付随したギルド加入資格は市民権獲得に際しての大きなインセンティブとなっていた。<sup>(30)</sup> ユトレヒト市民権授与式の最後にはビュール教会 *Buurkerk* の鐘が鳴らされた。「市民の教会」の名を持つこの教区教会の鐘楼が、新たなユトレヒト市民 *burger* の誕生を告げたのである。<sup>(31)</sup>

低地地方やドイツの他の多くの都市と比べて、ユトレヒトの市民権は相対的により選択的・排他的であり、その獲得方法は三つあった。<sup>(32)</sup> 父親からの相続、金銭による購入、そして非常に限られた数の功労者を対象とした無償の贈与である。アントウエルペンやスヘルトールヘンボスでは、市内で生まれた者は自動的に市民として登録され、新参者であっても市民と結婚することで市民権を無償で獲得できた。アムステルダムやアウクスブルク等においても、市民との結婚は新参者にとって無償で市民権を得るための手段の一つであった。しかし、ユトレヒトにはこれらの市民権取得方法はなかった。<sup>(33)</sup> 一六・一七世紀のユトレヒトでは女性が市民として登録されることは稀であった。市民を父親に持つ女性は「市民の娘 *burgers dochter*」と呼ばれたが、彼女らを通じてその夫や子どもにも市民権が自動的に継承されることはなかった。また、少なくとも一七世紀初めまでユトレヒト市民権取得料は相対的に高額であった。一五五〇年の段階でユトレヒト市民権を購入するには七フルデンを支払う必要があったが、これは当時の非熟練労働者の五〇日分の日当にあたり、アムステルダム市民権の三倍の料金であった。ユトレヒト市民権の価格はさらに上昇していき、一六二四年にはその後一九世紀まで維持されることになる市民権取得料が設定された。市内で生まれた住民に加えて市民の娘あるいは寡婦と結婚した者には一二・五フルデン、その他の者には二五フルデンが市民権取得料として求められるようになったのである。<sup>(34)</sup> ユトレヒト市民権は無償で贈与されることもあったが、その対象は都市共同体への貢献がめざましいとみなされたごく一部の者であり、近世においては大学教授、弁護士、改革派牧師らが含まれた。人口約三一〇〇〇人を抱えた一七世紀半ばのユトレヒトに

において、市民とその家族構成員の数は合わせておよそ一五〇〇〇人から一八〇〇〇人であり、人口の約半数（四八〜五八％）を占めた。市民のほとんどは手工業者や小商人か、医師や弁護士といった自由業者であり、市外に領地を持つ農村貴族も含まれたが、黄金時代オランダの教科書的イメージで想起されるような裕福な商人の数は少なかった。

## 二 法令——反カトリック的市民権政策を通じた改革派の統治戦略

本章は、ユトレヒトの対スペイン反乱参加とプロテスタント宗教改革導入、同地を中心としたカトリック共同体の復興について概観した上で、反カトリック的な市民権政策を通じた改革派為政者の多宗派都市統治戦略の展開を時系列的に把握する。カトリックにとつて差別的な市民権法令は、改革派教会からの圧力と恒常的な都市の財政難の中で生まれた為政者の統治戦略の一つである、ということが示されるであろう。

### 対スペイン反乱・プロテスタント宗教改革・カトリック共同体

ハプスブルク家による異端審問やその他の中央集権政策に反発した低地地方の人びとは、一五六八年に対スペイン反乱を開始し、ユトレヒトがそれに加わったのは一五七六年のヘントの和約締結時であった。<sup>(35)</sup> 反乱に参加する諸州・諸都市は結束強化のため一五七九年にユトレヒト同盟を締結した。その第一三条は宗教政策における州主権を確認した後、「各人が自己の宗教において自由であることができ、かつなんびとも宗教を理由に追捕されたり審問されたりしないことを条件とする」という但し書きを付した。<sup>(36)</sup> 同時代人も現代の歴史家も、オランダ共和国はユトレヒト同盟規約のこの但し書きをもって個人の良心の自由を保障した、と論じている。ユトレヒト同盟規約は近代的な意味での憲法とは程遠く、その法的拘束力は明確には規定されていない。しかし、近世を通じて共和国の世俗当局、改革派教会、そしてカトリックを含む非

公認宗派が、様々な場面で直接・間接にユトレヒト同盟が定める良心の自由の自由の言及していたことは特筆に値する。<sup>(37)</sup>

しかし、フローニンゲン等の州総督であったカトリックのレネンベルフ伯（一五五〇頃〜八二年）が一五八〇年三月にスペインに寝返ると、反カトリック感情は燎原の火の如く低地地方を席卷した。<sup>(38)</sup> カトリックには潜在的な国家反逆者の烙印が押され、同年六月、連合諸州の他都市と同様ユトレヒトにおいても、カトリックの信仰実践及び集会全般（開催場所も目的も不問）が非合法化され、全ての公的教会施設は改革派に独占されることになった。<sup>(39)</sup> この後、都市行政官職を含む公職からも、カトリックは徐々に排除されていくことになる。<sup>(40)</sup> 一五八〇年八月にはユトレヒト大司教が亡くなるが、低地地方北部における司教任命権を持ったスペイン王が同大司教座及び他の全ての空位となっていた司教座に後任を置かなかつたため、同地のカトリシズムの公式のヒエラルヒーは瓦解した。

とはいえ、カトリックは無為に「プロテスタント化」の推移を眺めていたわけではない。一五九二年に布教組織ミッショ・ホランディカ *Missio Hollandica* が教皇の認可を受けて設立されて以降（共和国の世俗法上は非合法）、低地地方北部におけるカトリック共同体の再建は本格化していった。ミッショを率いる代牧 *Apostolische Vicaris*（司教区成立以前の布教対象地域において司教の代わりを務める聖職者であり、近世オランダでは空位のユトレヒト大司教の代役）は、低地地方北部のキリスト教信仰の伝統的な中心地ユトレヒトをカトリック教会再興の拠点とみなした。<sup>(41)</sup> 一六三三年に二代目代牧フィリップス・ローヴェニウス（一五七三〜一六五一年）は、既に世俗化されていたユトレヒトの聖堂参事会の代わりとして、代牧を補佐する一一名の教区司祭から成る評議会であるヴィカリアート *Vicariat* を、教皇による公式認可を受けずにユトレヒトで設立した（共和国の世俗法上も非合法）。<sup>(42)</sup>

他方で、一五七八〜一六〇五年頃のローカルなカルヴィニスト・リベルテイン抗争や、一六一〇年代の国家規模でのレモンストラント論争を経て、ユトレヒトは厳格改革派の中心地にもなり、一六三六年創設のユトレヒト大学がその拠点となった。<sup>(43)</sup> 中でも、神学教授ヒスベルトゥス・フーティウス（一五八九〜一六七六年）は、厳格な社会的規律化とカトリック

排斥を目指し、宗派化政策を採らせようと世俗当局に熱心に働きかけていた。彼はその強権的手法故に「ユトレヒトの教皇」とあだ名されてもいた。<sup>(44)</sup>

このように、一六三〇年代半ばまでに、ユトレヒトは改革派とカトリック双方の牙城となった。フォルクラツによれば、一七世紀半ばの段階で改革派成員はユトレヒト市人口の約四〇%、カトリックは約三三%を占めており、両派は人口的にもほぼ拮抗する勢力であった。<sup>(45)</sup> またカプランによれば、相当数の改革派が手工業者や貧民の多い地区に住んでおり、カトリックには多数の社会経済的エリートが含まれた。<sup>(46)</sup> ユトレヒトにおけるカトリックの多さと同宗派共同体における社会経済的名士の割合の高さは強調されるべきであるが、ここでは特に後者に関して付言しておきたい。

中世以来、低地地方北部には聖職者の合議体である聖堂参事会が様々な都市に存在したが、プロテスタント宗教改革後、ハールレムの聖堂参事会を除き、それらは全て改革派によつて世俗化されるか廃止された。ユトレヒトの五つの聖堂参事会は世俗の社团として機能するようになるが、合計一四〇名程の聖堂参事会員は、カトリック教会における宗教的特権（大司教選出権等）を失つたものの、中世以来の政治的特権（州議會で第一身分を構成する権利）と経済的特権（聖堂参事会が所有した州全体の四分の一の広さにあたる土地からあがる収入を禄として受け取る権利）を享受し続けた。<sup>(47)</sup> 興味深いことに、一六一五年まで州議會は、ユトレヒトの社会経済的階梯の最上位に位置するこの聖堂参事会員に、改革派のみならずカトリックの聖職者及び俗人も任命していた。同年の州議會会布告が新しい聖堂参事会員を改革派に限定することを定めて以降、<sup>(48)</sup> カトリック聖堂参事会員の数は減少していったが（ただし、禁令に反して任命された例もある）、一旦任命された者であれば、カトリック信仰を理由に聖堂参事会員の肩書・特権を奪われることはなかった。前述のように代牧ローヴェニウスは、ユトレヒトの聖堂参事会が失つた宗教的機能を引き継ぐ団体としてヴィカリアートを設立した。非合法組織であるヴィカリアートの成員かつ共同設立者でもあったのは、代牧補佐 Provicars（大司教の代役たる代牧の下で司教の代わりを務める聖職者）ヨハネス・ヴァフテラール（一五八三—一六五二年）である。彼はユトレヒトの由緒ある名家出身であるが、驚くべき

ことに、州議会によつて正式に任命された聖マリー聖堂参事会員でもあった。近世ユトレヒト史上最後のカトリック聖堂参事会員である俗人ヘラルト・ファン・デア・ステーンは一六八〇年に亡くなるが、彼らカトリック聖堂参事会員は、一六・一七世紀のユトレヒトあるいはオランダ共和国全体のカトリック共同体の生き残りのために、計り知れない程大きな貢献を様々な形で為していた。<sup>(49)</sup> このように、ユトレヒトのカトリックは、多くの政治宗教的権利を剥奪されてはいたが、人口的にも社会経済的にも「マイノリティ」ではなかったのである。

#### 市民権関連法令

ユトレヒト市民権は、一五八〇年に同市が改革派を唯一の公認宗派としカトリック信仰実践を非合法化した後も長らく宗派化を免れていた。カトリックであるというだけで市民権が剥奪されることはなく、新たなカトリック市民も誕生し続けていたのである。市参事会は一六一一年に、市民権志願者に前居住地で発行された自らの「良き行い」を示す証書を提出するよう求め、一六二九年には彼らに「適格性と品行」を証明することを要求したが、一七世紀前半の段階では宗派に関する規定はなかった。<sup>(50)</sup> 潮目が変わり始めるのは、対スペイン反乱がようやく終結しつつあった一七世紀半ばである。ヴェストファーレン条約締結直前の一六四八年初め、ユトレヒトの改革派教会会議は市参事会への請願書の中で、カトリックに市民権やギルド加入権を与えてはならない、と主張した。曰く、都市共同体の中核から「敵」——すなわちカトリック——を排除することは都市の繁栄を損なうどころかむしろ促進する。改革派教会はカトリックを、贖宥状の購入や外国のカトリック教会・修道院の建設のために都市の金を横流しする潜在的な反乱分子だと論じた。<sup>(51)</sup> 同様に、一六四九年に改革派教会会議は市参事会に対して、特に収入の少ない市民権志願者が「教皇主義者」であるかどうか厳しく審査すべきだと提言した。<sup>(52)</sup> 改革派教会は「異端」であるカトリックを市民から排除し、社会的なキリストの身体としての都市共同体を浄化すべきだと主張していたのである。

都市の財政問題がさらに悪化していく中、一六五〇年代半ばに市参事会は経済的必要性から、改革派教会の市民権宗派化提言に部分的に応えていくようになる。一六五四年以降、市参事会は市民権志願者、特にカトリックの志願者に「信仰と品行」を証明することを求めるようになった。<sup>(53)</sup> また同年、市民権審査において以下の三点も問われることが決まった。市民権志願者がユトレヒト市にやって来る直前にどこに住んでいたか、市民の娘あるいは寡婦と結婚する予定があるかもしくは既に結婚しているかどうか、そしてユトレヒト市あるいはその郊外において連続した三年以上の居住歴を持つかどうか、である。<sup>(54)</sup> 翌年、都市へのカトリック流入に関して改革派教会会議から再度苦情を訴えられた市参事会は、「市参事会が全会一致で幾つかの明白な理由によって認めない限り」という曖昧な留保条件をつけつつも、カトリックには市民権を付与しない、という決定を下した。さらに、もしある者が市民権取得後にカトリックに改宗したことが判明した場合、その者の市民権は亡くなると同時に失われ子どもには相続されない、ということも定められた。<sup>(55)</sup>

非公認宗派に市民権取得を認めないこの種の政策は、ナイメーヘンやスヘルトーヘンボスといったオランダ内陸州都市や、アーヘンやケルンといったドイツ都市では施行されていたが、アムステルダムやハールレムのようなホラント州都市にはみられない。<sup>(56)</sup> 前章で確認したように、国際商業の中心地として経済的繁栄を謳歌したホラント州都市とは異なり、ユトレヒトの経済は地元の手工業に依存しており、入移民のほとんどはドイツを含む東方からの手工業者であった。財政問題が深刻化していく中で改革派教会からの圧力を受けていた市参事会は、カトリックという宗派的他者を新市民から排除しギルド加入を認めないことで、衰退していくローカルな市場の利益の再配分先を宗派的に限定しようとしたのである。また、前述の留保条件を設けて、特例措置を認める判断基準を曖昧にしたことで、市参事会は、経済的に有用なカトリックには市民権を与える余地を法文の中につくり出してもいた。改革派教会と多様な宗派の市民・住民の間に挟まれながら宗派共存環境を統制しようとしていた改革派為政者は、都市共同体の宗教的浄化を目指す教会会議が提言した、新市民からのカトリック排除を、経済政策の一環として採用したのである。

ユトレヒト経済は、一六七二〜七三年のフランス軍によるユトレヒト占領及び、ホラント州をフランス軍から守るためにオランダ共和国軍によってなされた洪水線 *waterlinie* 作戦によって壊滅的な打撃を受けた。<sup>(57)</sup> ユトレヒト市人口は一六七二年から一六九〇年の間に一五〜二〇%も下落した。<sup>(58)</sup> フランス軍撤退後、一六七四年四月に発足したユトレヒト新政府は財政再建へ向けた種々の方策を講じていくことになる。その中の一つに救貧制度改革があった。従来ユトレヒトでは、オランダ改革派教会ディアコニーが同宗派成員の在宅貧民を、都市救貧院がカトリックも含むその他の在宅貧民全てを対象に施しを与えていたが、市参事会は一六七四年から翌年にかけての制度改革の中で、カトリック貧民のみを都市救貧院から排除することを決定した。<sup>(59)</sup> 都市財政再建のために公的救貧の負担を軽減する際、改革派為政者はカトリック貧民を犠牲にすることを選んだのである。他方で一六七四年五月、市参事会は一六五五年以来の市民権獲得規定を緩和し、行いが好ましいとみなされたユトレヒト州出身のカトリックには市民権を与える、と決議した。<sup>(60)</sup> その半年後には、市参事會員の過半数が認める場合、同州出身ではないカトリックにも市民権を付与することが決まった。<sup>(61)</sup> この規制緩和の背景には、地元近く出身で市民権取得料を支払うことができるだけの経済力がある者であれば、たとえカトリックであっても、経済的に荒廃し多くの人口を失った都市には必要であるという、市参事會の政治的判断があったと推察される。改革派為政者は、都市の公的救貧の負担となる貧しいカトリックは切り捨てたが、都市財政の再建に必要な中流以上のカトリックには市民権の門戸を開いたのである。しかし依然として、カトリックに市民権を認める基準は曖昧さを残したままであった。一六九六年には複数の現役市参事會員や元市長が、その判断基準をより明確にする法令を作成するよう提言したが、一七世紀中に新たな法令が發布されることはなかった。<sup>(62)</sup>

市民権は他方で、カトリック抑圧を通じた改革派為政者の多宗派都市統治戦略において依然として鍵を握っていた。一六七七年にユトレヒトで發布された初めての宗派混合婚姻規制法令は、改革派とカトリックの夫婦を対象にしている。これ以降、結婚に際して宗派混合カップルは、以下の三点に関して宣誓することを義務づけられ、違反があれば夫婦揃って市

民権を失うことになった。まず、カトリックの配偶者は自らの信仰をいかなる形でも実践しないこと（一五八〇年以來の禁令の確認）。次に、カトリックの配偶者は、改革派の配偶者が宗派的義務に家の内外で従うことを妨げないこと。そして最後に、夫婦の子どもには改革派の洗礼と教育を授けること。<sup>(63)</sup> 実際、一七世紀中に三組の夫婦がこの法令に違反したことが原因で市民権を失っている（市民権が剥奪されたのはそれぞれ一六八一・一六九〇・一六九二年）。いずれの事例においても、カトリックの夫が改革派成員であったはずの妻を「唆し」て「教皇派」に改宗させた、とされている。妻の改宗のみならず、一六八一年の事例では夫婦の間に生まれた二人の子どもがカトリックの洗礼を受けていたこと、一六九二年の事例では妻が改革派の前夫との間にもうけていた連れ子の娘も改革派からカトリックに改宗していたことが併せて問題視された。<sup>(64)</sup> また、一六七九年にカトリック隠れ教会（家や納屋の中に備え付けられた禮拜堂）が建設中であることが発覚した際、その建設に関わった大工と石工は、カトリックの非合法行為に加担した廉で市民権を剥奪された。<sup>(65)</sup> この大工と石工自身がカトリックであったかどうかは定かではないが、一七世紀末においても、改革派為政者がカトリックの活動を規制し、宗派共存環境を統制しようとする際の「賭け金」の一つに、市民権が依然として含まれていたことは疑い得ない。

### 三 実態——カトリックによる市民権取得

一六五五年以降、実際にはどれ程の数の、どのようなカトリックがユトレヒト市民権を取得できたのであろうか。本章は、市民登録簿を主な一次史料として用い、カトリックの市民権志願者の数量データと社会的プロフィールを明らかにする。そうすることで、これまで等閑視されてきた、一部のカトリックに市民権獲得を可能にさせた要因を探る。一六五四年に定められた三つの審査項目、すなわち出生地あるいは以前・直前の居住地、市民の娘あるいは寡婦との婚姻関係、そして市内・郊外での居住年数が実際に考慮されていたことが示されるであろう。また本章は、市民権志願者と市民・名士

の個人的な関係も市民権獲得に際して重要であった、とも論じる。

#### 数量データと社会的プロフィール

まずは数量データからみていこう。ユトレヒト市民登録簿は、基本的には市民権購入希望者の氏名や職業、婚姻関係、出身地あるいは前居住地、そして市民権取得の可否を記しているだけで、個々人の信仰を明らかにしてはいない。しかし、同登録簿には例外的に、上述の反カトリック法令が發布された一六五五年から一六七九年まで一三一名の市民権志願者に関する、同法令に従って申請を却下するかどうかが審査した記録が残っている。すなわち、この一三一名に関しては、彼らがカトリシズムを信奉していたことを確定できるのである。このうち一一〇人が最終的にユトレヒト市民として登録された（八四・〇%）<sup>(66)</sup>。

一六五五年からフランス軍占領が始まる一六七二年までの間に、少なくとも九六名のカトリックがユトレヒト市民権購入を申請していた。平均して年五・六人である。九六名中六八人（七〇・八%）が一六五六〜一六六一年の間に最終審査結果を受け取っている。九六名の志願者のうち、八六人（九〇・〇%）が最終的に市民として登録されたが、そのうち八名はそれまでに複数回申請を却下されていた。例えば、イエリス・ライニールズゾーンは四度目の申請でようやく市民権を取得した。<sup>(67)</sup> 一二名の市民権取得者に関してのみ、その購入金額がわかっている。最も高額だったのがフィリップス・ヤコブズゾーン・ファン・オーステルラークが支払った三〇フルデンであり、最も少額だったのがヘルマン・ヨーステンとペーター・コルネリスゾーン・フェアラインの一二フルデンであった。後者二人は市民の娘あるいは寡婦と結婚していた。<sup>(68)</sup> ここで記録されている金額は法令で定められた市民権取得料に近かったといえるが、法定価格との間に若干の誤差が生じた理由を史料上で特定することはできない。

フランス軍撤退後に新政府が発足した一六七四年から一六七九年の間に、カトリックの市民権購入希望者は三五名で

あった。平均して年五・八人の申請があつたことになり、一六五六〜七二年の比率(年五・六人)とほぼ同じである。一六七四〜七五年に三五名中二七人(七七・一%)が最終審査結果を受け取つていた。三五名中二四人(六八・六%)が最終的に市民として登録されており、そのうち四名は複数回申請が却下された後に市民権を得ていた。市民権取得率は一六五五〜七二年(九〇・〇%)よりも低下している。一六七四年に市参事会は、荒廢した都市に人を呼び込もうとして、カトリックに対する市民権獲得規定を法令上は緩和していたが、実際には不適合な志願者の割合が以前よりも高かつたのかもしれない。いずれにせよ、史料の制約故に残念ながら推論の域を出ない。一六七七年に市長は改革派教会会議に対して、今後カトリックに市民権を与えることはない<sup>(69)</sup>と説明していたが、ロメスによれば、実際には一八世紀に至つても新たなカトリック市民は誕生し続けていた。<sup>(70)</sup>

カトリックの市民権志願者はどのような社会的プロフィールを持っていたのであろうか。市民登録簿によれば、少なくとも五六人は手工業者か商人であつた。一三一名のうち女性は四人だけである。そのうち一人は既婚者であり、二人は寡婦であるとされているが、残りの一人についてはわからない。また一二七名の男性の志願者のうち、少なくとも四二人が市民の娘・寡婦と結婚していたか婚約中であつた。市民登録簿は六六名の志願者に関して、出生地あるいは以前・直前の居住地を記載しているが、そのうち五五人はオランダ共和国出身者であり(八三・三%)、八人が北西ドイツから(二・一%)、二人が低地地方南部から(三・〇%)、一人がアイルランドから(一・五%)やつて来ていた。共和国出身のカトリック市民権志願者五五名のうち、三一人がユトレヒト州から、一四人がヘルダーラント州から、四人が北ブラバントから、三人がオーフエルエイセル州から、一人がホラント州から、一人がリンブルフから、一人がドレンテからやつて来ていた。ホラント州出身者の人数が少ないことを除けば、この比率はユトレヒト市との距離を反映している。

それでは、一三一名のカトリックは何故ユトレヒトにやつて来て市民権を得ようとしたのであろうか。残念ながら彼らの動機を直接的に知る術はない。恐らく、職業上の理由や家族に関わる理由があつたと推察できる。五六名の男性市民権

志願者は手工業者か商人であったが、彼らは市民になることでギルド加入権や流通税免税特権を享受することを期待していた可能性がある。またロメスによれば、一五八〇年から一六七九年までのユトレヒト市人口増加数の三分の二はオランダ共和国からの移民によるものであったが、出身地あるいは以前・直前の居住地が判明している六六名のカトリック市民権志願者のほとんどは共和国内からやって来ていた。国外からやって来たカトリック市民権志願者の地理的パターンは、国外からの移民全般のそれと一致しており、北西ドイツ出身者の割合が一番高く、次いで低地地方南部からの移民が多かった。<sup>(71)</sup>共和国に隣接しており、カトリック信仰が公認されている北西ドイツや低地地方南部に住むカトリック俗人が、改革派統治下のユトレヒトにわざわざ移住してくる宗教的動機を持たなかったことは想像に難くない。<sup>(72)</sup>

## 市民権獲得要因

一六五四年に制定された三つのチェック項目はカトリックの市民権審査において実際に考慮されていた。まず、出身地あるいは以前・直前の居住地がユトレヒト州であった三一名のうち、二九人が市民権取得に成功している。例えば、同州出身者向けに規制が緩和された翌年の一六七五年に市民権を得たヘンドリック・テンホルトの場合、市民登録簿は市民権を認めた理由として、彼がユトレヒト州出身であることを明記している。<sup>(73)</sup>また市民登録簿には記録がないが、市参事会議事録によれば、一六七七年九月に幾人かのカトリックが特別に市民として認められた。特例措置をとった理由として市参事会が挙げているのは、彼らがユトレヒト州出身であること、そして市民の娘と結婚していたことである。<sup>(74)</sup>市民登録簿上で市民の娘・寡婦と結婚していたことがわかっている四二名の志願者のうち、申請が却下されたのは四人のみである。市民登録簿は、一度は申請を却下し二度目の審査で市民権を認可した三名のカトリックに関して、二度目の記録で初めて、彼らが市民の娘と結婚していたことに言及している。詳細は不明だが、この三名は市民権取得に一旦失敗した後に市民の娘・寡婦と結婚し、そのことが二度目の審査時に都市当局の印象をよくしたのかもしれない。また、三年以上の都市居住

歴は最低限の基準でしかなかったようである。居住年数は全志願者に関してわかっているわけではないが、最も長い居住歴を持つていたのは、一六七四年に市民権を得たピーター・フェアハーヘンであり、彼は申請時点で既に一八年間ユトレヒト市あるいはその郊外に住んでいた。<sup>(75)</sup> 他方、記録が残っている中で最も短い居住歴はヤン・ホーヘボームの寡婦アリアントヘンの六年であり、三年以上という基準は満たしていたが、彼女の申請は却下されている。<sup>(76)</sup>

法文の外側にある、市民権志願者とユトレヒト市民・名士の個人的な関係も、市民権獲得に際しては重要であった。市民登録簿によれば、ユトレヒトで一〇年以上の居住歴を持った手工業者ヴィレム・ヴィッテンスが市民として認められたのは、詳細は不明だが、「ワイン商人たちが彼を切実に必要としていた」からであった。彼は都市共同体にとつての自らの有用性を証明できていたのである。<sup>(77)</sup> また、ユトレヒトやその近隣の社会経済的エリートとの繋がりを活かして市民権を取得できた者もいた。例えば、ユトレヒト州ユトファース村からやって来てユトレヒト市民権を得たカトリック信徒ヘルベルト・ファン・ラヴェスヴァーイの両親は、ユトファースのスハウト（原則として改革派成員にのみ許された公職者で下級裁判における訴追人）とユトレヒト市民の娘であり、そのことが市民登録簿に明記されていた。<sup>(78)</sup> ラヴェスヴァーイ家はユトレヒトでも名が知られていた。例えば、一六五〇年にアールト・ペールボームが自宅でカトリック非合法集会を開催した廉で訴追された時、帽子商人の市民アンドリース・ファン・ラヴェスヴァーイは、カトリック信仰を持つユトレヒト州裁判所弁護士ベルント・ファン・ズトフェンと共に出廷し、被告のために罰金四九〇フルデンを市裁判所に支払っている。<sup>(79)</sup> 対カトリック裁判においては、法律家に加えて社会経済的名士（彼らの信仰は史料上で不明である場合が多いが、相当数のカトリックも含まれた）が出廷し、被告の身元を保証し、被告のために証言・抗弁し、罰金・保釈金を支払うことが多かった。<sup>(80)</sup> ラヴェスヴァーイ家もそうした名望家に数えられる。

貴族コルネリス・ファン・スパンゲン（一五九七―一六六三年）もそうしたカトリック名士の一人であり、カトリック非合法集会を開催した廉で訴追された義母アナ・カタリナ・モム（一六六三年没）の罰金を二度に渡って肩代わりしている

<sup>(81)</sup>が、彼はカトリック新市民の身元保証人にもなっていた。アドリアーン・クラスゾーンは一六六三年にユトレヒト市民権を得ているが、市民登録簿には、申請時に彼がファン・スパンゲンのところに住んでいたことが明記されている。<sup>(82)</sup>また、一六五六年六月に市民権申請を一旦は却下されていたフランス・スヘーペンスが同年一月に市民として認められた際、ファン・スパンゲンは市参事会に、スヘーペンスの子どもが都市救貧院から施しを得る必要があるという面倒をみることを約束していた。<sup>(83)</sup>当初、為政者はスヘーペンス家が都市にとつての経済的重荷になることを懸念して市民権付与をためらっていたようであり、ファン・スパンゲンがその不安を解消したことでスヘーペンスは市民権獲得に至ったのである。ファン・スパンゲンは、ユトレヒトにおける自らの高い社会経済的地位に依拠しながら、カトリックを新市民として認めるよう改革派の公権力を説得することに成功していた。

このように、反カトリック的市民権法令は、市民権の宗派化を求める改革派教会からすれば、運用において不徹底であったといえる。他方、経済的に有用なカトリックには市民権を与える余地を法文の中に予め設けていた市参事会からすれば、一三一名中一一〇人のカトリックは、曖昧なその基準を満たしていたということになる。法文で示唆されていたように、ユトレヒト州出身者、市民の娘・寡婦との既婚者・婚約者、そして市内・郊外における居住歴が長い者は、そうでない者に比べて市民権を取得しやすかった。また、法文では言及がない、市民権志願者と市民・名士の個人的関係も市民権審査において重要であった。カトリックは、法文の曖昧さ故に作り出されたグレーゾーンを利用してきていたのである。特にファン・スパンゲンの事例は、カトリック名士が同宗派共同体を代表して同胞を庇護し、その高い社会経済的地位を活かして、改革派政府に対して彼らの身元を保証する役割を担っていたことを明確に示している。<sup>(84)</sup>

#### 四 言説——市民性に関するカトリックの認識と生存戦術

ここまで、法的カテゴリーとしての市民権に関して、反カトリック的法令の内容と運用実態を論じてきた。それでは、カトリックは市民性をどのように認識し論じていたのであろうか。従来の研究で等閑視されてきたこの問いに答えるため、本章は、公権力へ向けた請願書や書簡、基金趣意書に現れるカトリックの言説を分析し、彼らの生存戦術の中に位置づける。カトリックは、市民としての権利や良心の自由を主張し、都市共同体への貢献や帰属意識を強調することで、多宗派都市を「カトリック市民」として生き抜く余地をつくり出そうとしていた、ということが論じられるであろう。

##### 市民としての権利と良心の自由

非合法集会に参加した罪で起訴されたカトリック市民は、市民権に依拠して司法当局を非難することがあった。市民エリザベス・フーベルツドフターと仕立て屋の市民ヤン・ディルクスゾーンは、一六二一年二月一七日にスプリンター・ファン・ナイエンローデの家で開かれたカトリック非合法集会に参加した容疑をかけられた。訴追された後、彼らはそれぞれ市裁判所に宛てて請願書を提出した。二通の請願書はほぼ同じ文言で被告の潔白を訴えており、書き手は二人のარიバイ証言を集めていた公証人ニコラス・フェアダウンであったと考えられる。二通の請願書はこう主張している。スハウトは被告を「不当にも訴追」し、「被告の良心（の自由）を否定しており、「被告は」宗教の問題において抑圧されている」と。曰く、二人にはარიバイがあり、件の集会に参加していなかったことは明白であるにも関わらず、カトリック信仰を持っているというだけで容疑をかけられ訴追されている。二通の請願書は、良心の自由を保障するユトレヒト同盟を念頭に置きながら、市裁判所はスハウトの手による起訴状を取り下げるべきだと訴えた。特筆すべきことに、フーベル

ツドフターの請願書は、市裁判所こそが「市民権を享受」できるよう彼女をスハウトから守るべきだ、とまで主張している。<sup>(85)</sup> 同請願書は、スハウトの起訴行為を良心の自由で反する宗派差別であると非難し、信仰の違いに関わらず、同胞市民が享受すべき権利を守るという市裁判所の責務を強調し再確認しているのである。

カトリックの市民としての権利と良心の自由を擁護する主張は、代牧補佐かつ聖マリー聖堂参事会員でもあったユトレヒト市民ヴァフテラールが、信仰実践や国家反逆罪など幾つもの罪で一六三九年に起訴された際に提出した請願書においてもみられる。<sup>(86)</sup> 同年のユトレヒトでは、近世オランダ史上最も大規模なカトリック司祭摘発捜査が行われた。その主たる目的は代牧ローヴェニウスの逮捕である。八月二三日深夜、ローヴェニウスが頻繁に訪れていたカトリック貴族女性ヘンドリカ・ファン・ダウフェンフォールド（一五九五―一六五八年）の家が司法当局によつて襲撃された。この時、ローヴェニウスは女装して逃走に成功し、代わりに別の司祭が逮捕・投獄された。この後も、ヴァフテラールは何ら備えをすることなく生まれ故郷のユトレヒトで普段と変わらぬ生活を送っていた。同僚司祭であるヤコブス・ド・ラ・トレ（二六〇八―一六六一年）への手紙によれば、ヴァフテラールは「自らの市民としての権利」を信じていたが故に、襲撃・逮捕の危険はないと判断していたのである。しかし、ある朝彼が朝食を摂りに外出していた隙に、隠れ教会聖ヘルトルーデイスとして使われていた彼の家はスハウトたちの襲撃を受け、イコノクラスムを被った。<sup>(87)</sup> ユトレヒトからの脱出を余儀なくされたヴァフテラールは、多数の請願書を様々な相手に提出しながら法廷闘争を戦うことになる。中でも、オラニエ公フレデリック・ヘンドリック（一五八四―一六四七年）宛ての請願書は、良心の自由で触れながらカトリックが持つ正当な権利の保障を訴えている。曰く、「この地では、公的宗教が変わつて以来ずっと、各人が自らの良心に従つて自由に生きることが許されるべきだということが、根本原理とされてきたし、様々な布告や公的決議によつて宣言されてきた」。それ故、良心の自由で反するカトリック抑圧は不当だとヴァフテラールは主張した。<sup>(88)</sup> 他にも、ヴァフテラールの起訴状への反駁の中で、アムステルダム弁護士ヨハン・デ・ヴィット（同名の有名なホラント州法律顧問とは別人物で信仰は不明）は以下のよ

うに主張している。主権を持つユトレヒト州議会はユトレヒト市裁判所にヴァフテラールに對する不当な裁判を直ちに取り止めさせ、良心の自由を享受するカトリックの権利を守るべきだ、と。<sup>(89)</sup>ここでも、良心の自由はカトリックにも認められるべきであり、その市民的権利を守ることこそが公権力の務めである、という訴えがなされているのである。

#### 都市共同体や公的秩序への貢献と忠誠

本稿第二章でみたように、改革派教会はカトリックを都市共同体の公的秩序に仇なす「敵」として表象していた。他方、ヴァフテラールは前述のオラニエ公宛ての請願書の冒頭で、低地地方北部には昔から多くのカトリックが住み続けてきており、彼らは同地の「貴族も市民も含む最も重要な人びと」である、と訴えている。曰く、そうしたカトリックのエリアは、政治的公職に就く権利を奪われているにも関わらず、改革派政府を合法的だと認め、それに従っている。当時まだ終結していなかった対スペイン反乱において、カトリックは他宗派の者と協力して「スペイン人をこの地から追い出した」のであり、「我々が戦っているこの戦争は、宗教間の戦争ではなく、国家間の戦争なのである」。カトリック、特にその名士は、カトリック君主への反乱に貢献し、改革派政府に忠実な、国家の正当な構成員である、とヴァフテラールは主張しているのである。<sup>(90)</sup>

同様に、ユトレヒト・カラヴァジストとして有名なカトリック画家ヘラルト・ファン・ホントホルスト（一五九二―一六五六年）は、自らの一族のオラニエ公への忠誠を強調することで、弟である司祭ヘルマンを守ろうとした。ヴァフテラール家と同様に、ファン・ホントホルスト家もユトレヒトの名家であり、ヘラルトの画業のパトロンはオラニエ公フレデリック・ヘンドリックであった。ヘラルトによれば、ヘルマンは彫刻を学ぶという（表向きは？）理由でアントウエルペンに滞在していた一六二八年に叙階され、一六三〇年に密かにユトレヒトに戻っていた。<sup>(91)</sup>「密かに」というのは、一六二二年以来、カトリック司祭が市外からユトレヒトにやって来ることは原則的に禁じられていたからである。<sup>(92)</sup>一六三一年、

ヘラルトはオラニエ公に請願書を書き、ヘルマンが故郷ユトレヒトに住むことを特別に認めてくれるよう掛け合った。ファン・ホントホルスト家は常に「閣下とこの地の忠実な臣下であり良き愛国者」であったと訴えながら、ヘラルトは、ヘルマンがユトレヒトで高齢の両親と共に暮らすことを許して欲しい、と自らのパトロンの懇願した。またヘラルトは、ヘルマンがユトレヒトにおいて市民や「他の多くの別の信仰を持つ者たち」の隣で「静かに謙虚に」暮らす用意があることも強調した。請願書の中でヘラルトは、自らの一族をオラニエ公に忠実な名家として、そして司祭ヘルマンを遵法精神のある一市民として表象したのである。一六三二年三月、この請願書の写しを手に入れた市参事会は前市長ヨハン・ファン・ヴェーデ（一五八四―一六五八年）をフレデリック・ヘンドリックの宿営に派遣し、オラニエ公の意向を問うた。都市為政者が恐れていたのは、もしヘルマンの都市滞在が許されるのであれば、他の名家出身の司祭にも都市滞在を認めざるを得なくなるかもしれない、ということであった。<sup>(93)</sup> 数日後に届いたファン・ヴェーデの報告書は市参事会を落胆させるものであった。問い合わせを受けたフレデリック・ヘンドリックは、ヘルマンに六ヶ月のユトレヒト市滞在許可を与える、と改めて宣言したのである。ヘラルトはオラニエ公から特別認可を引き出すことに成功していた。<sup>(94)</sup>

一六七三年にフランス軍による占領が終わった後も、カトリック市民は都市共同体への貢献を強調することで、自らと自宗派共同体の生き残りを確からしめようとしていた。前述のように、一六七四年から翌年にかけての救貧制度改革の中で、都市救貧院からカトリックのみが排除された。この差別的な政策に端を発する市長との論争において、カトリック共同体を代表したユトレヒト州裁判所弁護士ヘラルト・ファン・ヴァイクとワイン商人ニコラース・ファン・ヴェンクムは、長年カトリックも大いに協力してきた「公的募金」によって運営される都市救貧院から、カトリックのみを排除することは不当であると論じた。これに対し市長ヨハン・ファン・ネレスティンは、都市救貧院からのカトリック排除は「宗教的憎悪によってではなく財政難の故に」なされた、と弁明することを余儀なくされ、本来であれば非合法行為であるはずのカトリックによる独自の救貧組織運営を最終的には黙認した。<sup>(96)</sup> また、一六七四年末にカトリック隠れ教会聖ヘルトルー

デイスにおける非法法集會が檢拏されたことを受け、同教會のカトリックたちは翌年一月にスハウトに請願書を提出した。ユトレヒトの「市民と住民」である彼らは、自分たちが「自らの財産と血を賭して祖国と特にこの都市に尽くして」きており、「他の者たちと同様に信頼できる臣下として、愛すべき祖国を敵（フランス）から速やかに解放した」と論じている。信仰の違いを越えた、国家や都市共同体への貢献を強調しながら、彼らは他宗派の者と同様に自分たちも信頼された同胞市民として扱われるに相応しいはずだ、と主張したのである。<sup>(97)</sup>

他方、改革派一般信徒の中には、カトリックを同胞市民として認め、カトリックの法的救済に尽力する者もいた。フランス軍撤退後の一六七四年五月、市参事會と市裁判所はフランス占領期の「悪しき行い」、特に改革派信仰や改革派行政官に敵対的な言動に関する調査を始めた。<sup>(98)</sup> その直後、カトリックの肉屋にして市民デイルク・ファン・スホレンベルフが、オラニエ公ウイレム三世（一六五〇―一七〇二年）とユトレヒトの改革派行政官を侮辱した罪で起訴された。起訴状によれば、彼はユトレヒトがまだフランス占領下にあつた一六七三年に、同じくフランス軍に支配されていたアーネム市に、フランス人を連れて何度か旅行をしていた。件の侮辱的発言に関しては、アーネムの宿屋の女主人ヘールチェ・コッケンが証言した。コッケンによれば、被告ファン・スホレンベルフは彼女に、食事始める時に何故十字を切らないのか（カトリック的所作）、と尋ねた。ヘールチェがそんなことはしたくないと答えると、被告は以下のことを言い放つたという。フランス軍がやって来るまで、ユトレヒトは「ごろつき、盗人、詐欺師、便所掃除人の息子」によって支配されていたのであり、オラニエ公はただの「乞食」だ、と。<sup>(99)</sup> ファン・スホレンベルフはユトレヒトで拘留されることになったが、一六七三年一月にはユトレヒト市裁判所弁護士ヒスベルト・デ・コーテンが彼の解放を目指して活動を始めた。<sup>(100)</sup> ユトレヒト市裁判所が被告にとって不利な証言を集めていく中、デ・コーテンの呼びかけに応じて、ファン・スホレンベルフの多くの友人や隣人、同業者（肉屋）が市裁判所に請願書を提出し、被告の釈放を求めた。ある連名の請願書には少なくとも二四名のユトレヒトの「市民と住民」による署名があり、「デイルク・ファン・スホレンベルフ、我々の同胞市民」のために、

という文言が添えられている<sup>(10)</sup>。請願者の多くは、被告が時折「不適切な言葉」を口走る癖があることを認めつつも、彼からオラニエ公やユトレヒトの改革派為政者を侮辱する発言を聞いたことはなく、むしろ被告は「親オラニエ派」として知られている、と証言した<sup>(11)</sup>。被告の隣人であるヒスベルト・ファン・スハイクラによれば、イングラントとオランダ共和国の間で和平が成立した時、被告は自宅にオレンジ色の旗を掲げて戦争終結を祝っていた<sup>(12)</sup>。また、被告の三〇年来の友人であり改革派信徒であった時計手工業者パウルス・モバフラによれば、被告はオラニエ公やユトレヒトの為政者の健康と繁栄を祈願して乾杯することがよくあったという<sup>(13)</sup>。このように、改革派も含むファン・スホレンベルフの友人・隣人・同業者たちは、彼がユトレヒトの公的秩序を乱す「敵」ではなく、多宗派都市の良き同胞市民であることを証言したのである。

カトリックでありかつ市民でもあるということ

市民として一七世紀ユトレヒトを生きることとは、必ずしも自らの信仰を隠すことをカトリックに強いたわけではなかった。例えば、ユトレヒトの都市貴族家系に属するマリア・ファン・パラース（一五八七―一六六四年）にとつて、カトリック信仰と都市共同体への帰属意識は決して相互排他的ではなかった。中世以来、低地地方では、教会や慈善組織、そして富裕な個人が独自の基金を設立して無償の貸家 *vrjwoningen*（神の家 *Godskameren* とも呼ばれる）を運営し、入居者である貧民や老人に住まいと施し（金銭と日用品）を無償提供していた。カトリック信仰実践が非合法化された一五八〇年以降、ユトレヒト市内には六箇所に無償の貸家が新たに建てられたが、そのうち五箇所はマリア・ファン・パラースを含むカトリックが設立したものであり、その入居者の多くはカトリックであった<sup>(14)</sup>。

ファン・パラースは一六五一年に旧アフニーテン修道院の建物を買取り、一二部屋からなる無償の貸家を設立した。無償の貸家の運営方法は、一六六二年に起草された彼女の基金趣意書に定められている。基金及び無償の貸家の最初の管財人四名には、ユトレヒトにおける改革派とカトリック双方の有力者が任命された。その中には、ファン・パラースの母

方の親類であり、オラニエ公ウイレム三世の寵臣でもあった改革派のエフェラルト・ファン・ヴェーデ・ファン・ダイク  
フェルト（一六二六―一七〇二年：前述の市長ヨハン・ファン・ヴェーデの息子）も含まれる。基金趣意書においてファン・パ  
ラースは、貸家の入居者に規律正しい生活を送ることを求める代わりに、バターやチーズを毎年一定量配給することを約  
束している。入居者の葬式代も彼女の基金でもって賄われた。また彼女は、「改革派」ディアコニー、都市救貧  
院そして他の者たちから援助を受けていない、年老いた貧者<sup>(106)</sup>でなければならず、「よそ者よりもユトレヒト市民とその  
寡婦を優先する」と定めた。つまり、公的慈善を享受できていない、ユトレヒト市民権を持つ年老いた貧者——その中に  
は少なからぬカトリックも含まれる——がファン・パラースの無償の貸家に住む優先権を持ったのである。一六八七年の  
時点で、一二名の入居者のうち一〇名がカトリックであり、残る二名は改革派であった。<sup>(107)</sup>彼女の無償の貸家は、都市の公  
的救貧制度から溢れたカトリック及び改革派の貧しい市民の生活を支えていたのである。

ファン・パラースの無償の貸家の食堂エントランスの上にあるレリーフには、公道から見える位置に以下の文言が刻ま  
れている。「マリア・ファン・パラースは／神への愛に衝き動かされた／（ヘンドリック・ファン）スフロイエステイン氏  
〔二六三〇年没〕の／寡婦である彼女は／これらの部屋を（無償の貸家として）設立し／（入居者を）扶養した／現世利益のた  
めではなく／天上の園での居場所のために<sup>(108)</sup>」。この非常にカトリック的な慈善観（善行を通じた救済願望）は、当時から現  
在に至るまで三〇〇年以上の間、ユトレヒトの公的空間に文字通り刻み込まれ可視化されている。また一六五七年に、  
ファン・パラースはユトレヒト出身の著名なカトリック画家ヘンドリック・ブルーマールト（一六〇二頃―一七二二年）に、自  
らとその五人の子どもを題材にした絵画を製作させている（絵画製作時点でこの子どもたちは皆故人）。無償の貸家の食堂に  
ある暖炉の上に飾られていたこの絵画には、ファン・パラースと子どもたちが旧アフニーン修道院と無償の貸家——上  
述のレリーフも確認できる——を背景にして貧者に施しを与える様子が描かれている。<sup>(109)</sup>無償の貸家を通じてファン・パ  
ラースは、カトリシズムとユトレヒト市共同体への自らの献身を同時に公に表現した。彼女にとって、良きカトリックで

あることと良きユトレヒト市民であることは分かちがたく結びついていたのである。

このように、ユトレヒトのカトリックは市民性を独自の仕方で認識・奪用 appropriate し、自らの生存戦術における言説的資源として活用していた。非合法集会参加を咎められて訴追された際、カトリックはときに、スハウトたちの捜査や起訴行為は、自らの市民としての正当な権利や良心の自由を侵害するものだとして非難し、むしろ公権力こそが、信仰の別に関わらず市民を宗派差別に基づく不当捜査から保護する義務を持つ、と主張した。改革派教会はカトリックを公的秩序の潰乱者として表象していたが、都市共同体やカトリック国との戦争への貢献、オラニエ公への忠誠を強調して自己防衛を図るカトリックもいた。このように論じる際、カトリックは自らの宗派的帰属を後景化させ、自分たちを改革派や他宗派の者と同等の、多宗派社会の正当な構成員として表象している。また改革派一般信徒の中には、カトリックを同胞市民として認め、連帯する者もいた。ここに、為政者が上から強制したのではない、草の根レベルでの超宗派的な市民的調和を見出すこともできよう。他方で、慈善活動を通じて宗派信仰と都市共同体への忠誠を同時に公にしたファン・パラースのように、宗派的帰属意識と市民的帰属意識が密接不可分であった者もまた存在した。彼女らにとってユトレヒトは、一七世紀においてなお、中世以来のカトリックの聖なる都市であり続けていたのである。

### おわりに

近世を通じて恒常的な財政難に悩まされていたユトレヒトは、一六三〇年代半ばにはオランダ共和国における改革派とカトリックの宗派間抗争の中心地となった。カトリックの信仰実践と集会が非合法化された後も、カトリック共同体はユトレヒトで人口的・社会経済的に大きなプレゼンスを示していた。中世以来、他都市と比べてより選択的・排他的であったユトレヒト市民権の獲得条件に、カトリック差別が導入されたのは一七世紀半ばのことである。社会的なキリストの身

体たる都市共同体の宗教的浄化を目指す改革派教会が提案した、カトリックから市民権の獲得権利を奪う方策を、市参事会は経済政策の一環として採用し、特例措置をとる判断基準を曖昧なままにして、経済的に有用なカトリックには市民権を付与する余地を法文の中に設けた。実際、一六五〇七九年に一三一名のカトリックが市民権を申請し、そのうち一〇人がその獲得に成功していた。彼らに市民権取得を可能にさせていたのは、申請時点で既に存在した自身と都市共同体の繋がりであった。カトリックは法文の曖昧さを利用してきていたのである。特筆に値するのは、改革派為政者をしてカトリックを新たに市民として登録せしめる上で、カトリックの社会経済的名士が彼らの庇護者・身元保証人としてなくてはならない役割を果たしていたことである。また、カトリックは市民性を独自の仕方で認識し、市民の権利や良心の自由を言説的に奪用することで、司法当局を非難し、公権力に市民を保護する役割を思い出させようともしていた。改革派教会がカトリックを都市の公的秩序に仇なす内なる「敵」として表象していたのに対して、一部のカトリックは自らや同宗派人を改革派同様の「良き愛国者」「良き市民」であると表象した。改革派の中には訴追されたカトリック市民との連帯を示す者もあり、市民的調和は人びとの間で草の根的に息づいていた、ともいえよう。加えて、宗派的帰属意識と市民的帰属意識が分かちがたく結びついたままのカトリックもまた存在した。

このように、改革派教会、為政者、そしてカトリックは、それぞれ相反する都市共同体観を持ちながら、宗教改革後のユトレヒトを多宗派都市へと再編していく過程に参与していた。改革派教会は一七世紀ユトレヒトを、カトリック的中世からの断絶で特徴づけられる、聖俗一体の宗派主義的共同体としてユートピア的に観念し、カトリック排斥を通じた都市の浄化・宗派化の必要性を訴えていた。改革派教会と多様な宗派の市民・住民の間に挟まれた為政者は、改革派教会による宗派化提言をときに無視し、ときにそれを経済政策の一環として実用主義的に採用することで、戦略的に多宗派都市を統治しようとしていた。ホラント州諸都市とは異なり、ユトレヒトでは市民権における宗派差別が理論上は制度化・合法化されることになったが、そうした中にあってもカトリックは、自らの社会経済的有用性や市民・名士との繋がりを生か

して、実際には市民権を新たに獲得し続け、市民性を言説的に奪用して宗派共存環境を生き抜いていた。また、改革派教会とは対照的に、一七世紀ユトレヒトを中世からの連続性のもとで捉えるカトリックがいたことも特筆に値する。カトリックはときに宗派信仰よりも市民としての権利や都市への忠誠を言説上で前景化させ、ときに市民的帰属意識と調和するように信仰を表現しながら、多宗派都市で「カトリック市民」として生き残るための余地を戦術的につくり出していたのである。

このユトレヒトの事例が示しているように、宗派共存の歴史は、これまでの研究が主として採用していた迫害者・寛容付与者の統治戦略の視点からのみではなく、被迫害者・寛容被付与者の生存戦術の視点からも分析されねばならない。本稿の最後に、三つの観点から今後の研究の展望を述べたい。第一に、ホラント中心史観あるいは一国史的叙述について。本稿は、市民権の社会経済史研究と共に、市民権獲得条件に宗派差別を導入しなかったホラント州の事例のみから「寛容」なオランダ像を導出するホラント中心主義的な国民史叙述を批判する。また、近年の近世オランダ・カトリック文化史研究はナショナル・アイデンティティや個人のアイデンティティに着目しているが、ここでは州ごと・都市ごとの差異が捨象されることもある。カトリックの生存戦術を分析する際には、都市宗教改革研究や市民権を扱う社会経済史研究において重視されていたような、ローカルな独自性を十分に考慮すべきであろう。第二に、オランダ共和国の市民権に関する、多様な被迫害者・寛容被付与者の生存戦術の比較について。例えばユトレヒトは、一四四四年以来ユダヤ人を追放しており、一七八八年まで彼らには市民権のみならず市内居住権すら与えなかった。近世のカトリックに対してよりも非常に厳格なこの対応は、同市にやって来るユダヤ人の大半がドイツ出身の貧しいアシケナジム系であったことも関係している<sup>10)</sup>。ここでも、ユトレヒトと、裕福なセファルディム系ユダヤ人に「寛容」なアムステルダムとの違いは明らかである。カトリック以外の被迫害者・寛容被付与者の視点も取り入れた比較研究は今後の課題としたい。第三に、市民権に関する、オランダ共和国の被迫害者・寛容被付与者の生存戦術と他国・他地域のそれとの比較について。社会経済史にお

る市民権研究は既に一国史の枠組みを越えた成果を出しているが、<sup>(11)</sup> 今後は被迫害者・寛容被付与者の生存戦術の観点からも市民権をヨーロッパ規模で比較分析する必要がある。<sup>(12)</sup>

市民権と多様な信仰・文化的背景を持つ人びとの共存の問題は古くて新しい。現代の多文化時代の市民権を考察する上でも、<sup>(13)</sup> 近世ヨーロッパの多宗派時代の市民権を再考し、我々の認識の歴史性を認識することは極めて重要である。被迫害者・寛容被付与者の視点を取り入れ、一国史的叙述を捨て、宗教間・都市間比較の事例を積み重ねることで、市民権と共存の歴史をこれまでとは別の角度から語りなおすことができよう。

註(一) Terpstra, Nicholas, *Religious Refugees in the Early*

*Modern World: An Alternative History of the Reformation* (Cambridge 2015). Corpus Christianum にこのことは以下を参

照。Wall, Heinrich de, 'Corpus Christianum', in *Religion Past and Present* (first published online: 2011): [http://dx.doi.org/10.1163/1877-5888\\_rpp\\_SIM\\_03244](http://dx.doi.org/10.1163/1877-5888_rpp_SIM_03244) (二〇二一年七月二三日最終閲覧)。一六・一七世紀の南北低地地方における宗教的

難民に関し、Janssen, Geert H., *The Dutch Revolt and Catholic Exile in Reformation Europe* (Cambridge 2014).

(二) Saffey, Thomas Max, 'Multiconfessionalism: A Brief Introduction', in Idem (ed.), *A Companion to Multiconfessionalism in the Early Modern World* (Leiden 2011) 7.

(三) Yasuhira, Genji, 'Civic Agency in the Public Sphere: Catholics' Survival Tactics in Utrecht, 1620s–1670s', (Ph. D.

dissertation, Tilburg University 2019) passim, esp. 63–83.

(4) 本稿は政治的実践としての訴追・迫害及び寛容にこの詳細な分析は行わな。詳しくは、Idem, 63–149; Idem, 'Delimitation of the "Public" and Freedom of Conscience: Catholics' Survival Tactics in Legal Discourses in Utrecht, 1630–1659', *Early Modern Low Countries* 3: 1 (2019); Idem, 'A Swarm of "Locusts": Pro/Persecution and Toleration of Catholic Priests in Utrecht, 1620–1672', *Church History and Religious Culture* 99: 2 (2019). 筆者の用語法において、政治的実践としての寛容は、非合法行為に対して為政者が公的に与える限定的認可 limited recognition と、限定的認可を記録する史料が存在しないにも関わらず非合法行為が容認されており、それ故為政者が非公式にそれを実践していたことが適及的に確認できる黙認 connivance の二つの形態に分けられる。本稿では、この定義と異なる場合にのみ「寛容」の

語に鉤括弧を付ける。空間実践を通じたカトリックの生存戦略にこうしては、Idem, 'Civic Agency', 309-361; Idem, 'Transforming the Urban Space: Catholic Survival Through Spatial Practices in Post-Reformation Utrecht', *Past & Present* 255 (2022, forthcoming). 言説上のカトリックの生存戦略にこうしては、Idem, 'Civic Agency', 363-414; Idem, 'Delimitation'; Idem, 'Swarm', また、戦略と戦術を対比的に用いる用語法に関して、筆者はM・ド・セルトールから影響を受けている。M・ド・セルトール(山田登世子訳)『日常の実践のポイエティック』国文社、一九八七年。

(5) プロテスタント化論に関する史学史については、Elliott, J. P., 'Protestantization in the Northern Netherlands, a Case Study: The Classis of Dordrecht, 1572-1640' (Ph. D. dissertation, Columbia University 1990) 1-74を参照。

(6) 一九八〇年頃の近世オランダ教会史の到達点は、Deursen, Arie Theodorus van, *Bavianen en stijkgenzen. Kerck en kerckvolck ten tijde van Maurits en Oldenbarnevelt* (Assen 1974).

(7) 例として、Mörke, Olaf, "Konfessionalisierung" als politisch-soziales Prinzip? Das Verhältnis von Religion und Staatsbildung in der Republik der Vereinigten Niederlande im 16. und 17. Jahrhundert', *Tijdschrift voor sociale geschiedenis* 16: 1 (1990).

(8) 踊共二「宗派化論—ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」

『武蔵大学人文学会雑誌』四二(三・四)・二〇一一年。Schilling, Heinz, 'Confessional Europe', in Thomas A. Brady, Heiko A. Oberman & James D. Tracy (eds.), *Handbook of European History 1400-1600, Late Middle Ages, Renaissance and Reformation*, 2 vols. (Leiden 1995) II, (6) 当時の動向分析論文は、Spaans, Joke, 'De Reformatie in de Nederlandse steden', *Kerktijd. Contactblad van de Vereniging voor Nederlandse kerkgeschiedenis* 2: 3 (1990).

(10) B・メラール(森田安一ほか訳)『帝都都市と宗教改革』教文館、一九九〇年。

(11) Spaans, Joke, *Haarlem na de Reformatie: Stedelijke cultuur en kerkelijke leven, 1577-1620* (The Hague 1989) esp. 191-225, 232-234. 他方、前述のチルプストラは、宗派化が、中世以来の社会的なキリストの身体論を媒介しながら、世俗共同体の浄化・宗教的他者の排斥を正当化する言説を生み出した、と論じている。Terpstra, *Religious Refugees*, 16.

(12) Forclaz, Bertrand, *Catholiques au défilé de la Réforme. La coexistence confessionnelle à Utrecht au XVII<sup>e</sup> siècle* (Paris 2014); Kaplan, Benjamin J., *Calvinists and Libertines: Confessions and Community in Utrecht, 1578-1620* (Oxford 1995).

(13) E.g., Lenarduzzi, Carolina, *Katholiek in de Republiek. De belevingswereld van een religieuze minderheid 1570-1750* (Nijmegen 2019); Parker, Charles H., *Faith on the*

*Margins: Catholics and Catholicism in the Dutch Golden*

*Age* (Cambridge 2008) ; Pollmann, Judith, *Catholic Identity*

*and the Revolt of the Netherlands, 1520–1635* (Oxford 2011).

(14) Prak, Maarten, 'The Politics of Intolerance: Citizenship and Religion in the Dutch Republic (Seventeenth to Eighteenth Centuries)', in Ronnie Po-Chia Hsia & Henk van Nierop (eds.), *Catholicism and Religious Toleration in the Dutch Golden Age* (Cambridge 2002).

(15) Rommes, Ronald, *Oost, west, Utrecht best: Driehonderd jaar migratie en migranten in de stad Utrecht (begin 16<sup>e</sup> - begin 19<sup>e</sup> eeuw)* (Amsterdam 1998).

(16) ただし、専門研究の次元ではこのイメージは相対化されつつある。例えば、E・カイパーズは一七世紀アムステルダムの社会経済史、特に都市のプロレタリア化や労働移民を論じる中で、「寛容」で移民に開かれたアムステルダムとロンドンイメージに修正を迫った。Kuipers, Erika, *Migrantenstad. Immigratie en sociale verhoudingen in zeventiende-eeuws Amsterdam* (Hilversum 2005).

(17) Water, Johan van de, *Groot Placaat-Boek vervallende alle de placcaeten ... Staten 's lands van Utrecht*, 3 vols. (Utrecht 1729).

(18) Het Utrechts Archief (以下 HUA), Stadsarchief II (以下 SAII), 121-5-121-32.

(19) HUA, Nederlandse hervormde gemeente Utrecht,

kerkerad (以下 KR), 3-11.

(20) HUA, SAII, 414-1.

(21) 例えば、以下の裁判記録を用いる。HUA, SAII, 2244-42 ~ 2244-160.

(22) 日本語の「市民権」は法的地位としてのニュアンスが強いが、「市民権」と訳される英語の citizenship や オランダ語の burgerschap は法的カテゴリーに留まらない帰属意識や価値規範をも含意する。この意味をよる場合、日本語でも「市民性」と訳し分けられたり、カタカナ書きで「シティズンシップ」と表記されるが、本稿では「市民性」とする。

(23) 一七世紀ユトレヒトにおける救貧及びそれへのカトリックの関与に関しては、Yashuhira, 'Civic Agency', 276-306. Idem, 'Confessional Coexistence and Perceptions of the 'Public': Catholics' Agency in the Negotiations on Poverty and Charity in Utrecht, 1620s-1670s', *BMGN-Low Countries Historical Review* 132: 4 (2017).

(24) J・デ・フリース／A・ファン・デア・ワウデ(大西吉之／杉浦未樹訳)『最初の近代経済—オランダ経済の成功・失敗と持続力—1500—1815』名古屋大学出版会、二〇〇九年。

(25) Vries, Jan de, 'Searching for a Role: The Economy of Utrecht in the Golden Age of the Dutch Republic', in Joaneath A. Spicer & Lynn Federle Orr (eds.), *Masters of Light: Dutch Painters in Utrecht during the Golden Age* (New Haven 1997) 50.

- (26) デ・フリースによると、南北低地地方を除けば、一六・一七世紀に都市化率が二〇%を越える地域は存在せず、イタリヤ北部ですら一五%前後であった。Vries, Jan de, *European Urbanization, 1500-1800* (London 1984) 39.
- (27) Rommes, *Oost*, 17-35; Vries, *European Urbanization*, 33, 271.
- (28) Rommes, *Oost*, 63-171; Vries, 'Searching for a Role', 55-56.
- (29) Prak, Maarten, *Citizens without Nations: Urban Citizenship in Europe and the World, c.1000-1789* (Cambridge 2013) 50-160; Idem, 'The Policies of Intolerance', 161; Rommes, *Oost*, 36. 中世低地地方の市民権に関しては、田中史高「中世後期ネーデルラント諸都市の市民権」『比較都市史研究』一九（一）、二〇〇〇年。
- (30) Bogaers, Llewellyn, *Aards, betrokken, en zelfbewust. De verwenheid van cultuur en religie in katholiek Utrecht, 1300-1600* (Utrecht 2008) 47; Forclaz, *Catholiques*, 264-269; Slokter, Nico, *Ruggengraat van de stad. De betekenis van gilden in Utrecht, 1528-1818* (Amsterdam 2010).
- (31) Rommes, *Oost*, 36.
- (32) この段落の記述は基本的には *Ibidem*, 36-41, 44-45 に拠る。
- (33) 一七世紀アムステルダムでは、結婚を通じて市民権を獲得した者は相当数おり、市民権購入者より多い年もあった。
- Kuijpers, *Migrantenstad*, 128.
- (34) しかし、一七世紀の第一・四半世紀以降をみれば、ユトレヒト市民権取得料は相対的に高額とは言えない。例えば、アムステルダム市民権の価格は、一六二四年に一四フルデン、一六三〇年に三〇フルデン、一六三四年に四〇フルデン、そして一六五〇年には五〇フルデンにまで上昇し、共和国内で最も高額なこの価格が一八世紀まで維持された。 *Ibidem*, 131-132; Rommes, *Oost*, 39-40.
- (35) Kaplan, *Calvinists and Libertines*, 20-25.
- (36) 歴史学研究会編『世界史料五 ヨーロッパ世界の成立と膨張：一七世紀まで』岩波書店、二〇〇七年、三〇二〜三〇三頁（櫻田美津夫訳）。
- (37) 良心の自由と礼拝の自由をいかに峻別するか、という問題は改革派とカトリックの間で議論になることがあった。一七世紀ユトレヒトにおける対カトリック裁判でみられたこの種の論争については、Yasuhira, 'Civic Agency', 364-414; Idem, 'Delimitation'.
- (38) Kaplan, *Calvinists and Libertines*, 262-264.
- (39) Water, *Groot Placaat-Boek*, III, 466. 禁令にも関わらず、ユトレヒトのカトリックは私的な家の中のみならず、公共施設（旧修道院や治療院等）においても集会し、信仰実践を続けつづけた。Yasuhira, 'Civic Agency', 309-361; Idem, 'Transforming'. 為政者がカトリックの集会行為全般を禁じたのは、政治的謀略のための集会が開かれる可能性を疑った。

- いたが故である。実際、ユトレヒト市内に不動産を所有していたカトリック貴族ヤコブ・モムは、改革派政府へのクーデタを複数回計画しては挫折しており、一六二一年に国家反逆罪により処刑されてゐる（近世オランダ史上で極刑は非常に稀）。
- Idem, 'Civic Agency', 65.
- (40) Geraerts, Jaap, *Patrons of the Old Faith: The Catholic Nobility in Utrecht and Guelders, c.1580-1702* (Leiden 2018) 95-112; Yasuhira, 'Civic Agency', 133-144.
- (41) 例として Lommel, Anthonius van (ed.), 'Verslag van den toestand der Hollandsche Missie ten jare 1616', *Archief voor de geschiedenis van het aartsbisdom Utrecht* (カトリック A.U.) 1 (1875) 214.
- (42) Ven, Adrianus J. van de, *Oorer den oorsprong van het Aartsbisshoppelijke Kapittel van Utrecht der Oude-Bisshoppelijke clerezij* (Utrecht 1923) 89-115.
- (43) Broeyer, Frits, *Het verleden van Utrecht als remonstrantse stad, 1610-1618*, *Marriss' zwaard* (Utrecht 2018); Kaplan, *Calvinists and Libertines*.
- (44) Duker, Arnoldus, *Gisbertus Voetius*, 4 vols. (Leiden 1897-1914); Lieburg, Fred van, *De Naderre Reformatie in Utrecht ten tijde van Voetius. Sporen in de gereformeerde kernnadssecta* (Rotterdam 1989).
- (45) Forclaz, *Catholiques*, 87.
- (46) Kaplan, *Calvinists and Libertines*, 143-154.
- (47) *Ibidem*, 113-116; Rengers Hora Siccama, Duco Gerrold, *De gestetijde en kerkelijke goederen onder het cannonieke, het gereformeerde en het neutrale recht. Historisch-juridisch verhandeling, voornamelijk mit Utrechtsche gegenevens samengesteld* (Utrecht 1905) 396-414.
- (48) Water, *Groot Placaat-Boek*, I, 218 (8 June 1615).
- (49) Yasuhira, 'Civic Agency', passim, esp. 136-138; Idem, 'Delimitation', passim; Idem, 'Transforming', passim.
- (50) HUA, SAIL, 121-5, 21 January 1611; HUA, SAIL, 121-14, 20 April 1629. 聖職者トイストルニタテテチノレノ大権職ノ授与ニ依テキルベキニシテ。Kuijpers, *Migrantenstad*, 131, 135.
- (51) HUA, KR, 5, 28 February 1648. カレヲ參照。HUA, SAIL, 121-22, 6 March 1648.
- (52) HUA, SAIL, 121-23, 17, 19 December 1649. See also HUA, KR, 5, 10, 17 December 1649.
- (53) HUA, SAIL, 121-25, 21 August, 27 November 1654. 聖職ノ權限ヲ裁断ノ事ナシ。
- (54) *Ibidem*, 21 December 1654.
- (55) *Ibidem*, 12 June 1655; Water, *Groot Placaat-Boek*, III, 271.
- (56) Frjihoff, Willem & Spies, Marijke, *1650. Berochten eendracht* (The Hague 1999) 184; Kuijpers, *Migrantenstad*, 131; Lourens, Piet & Lucassen, Jan, "'Zunflandtschaften' in den Niederlanden und im benachbarten Deutschland", in

- Wilfried Reininghaus (ed.), *Zunftlandschaften in Deutschland und den Niederlanden im Vergleich* (Münster 2000) 19; Prak, 'The Policies of Intolerance', 162-175; Rommes, *Ost*, 41-42; Vos, Art. *Burgers, broeders en buzen. Het maatschappelijk middenveld van 's-Hertogenbosch in de zeventiende en achttiende eeuw* (Hilversum 2007) 45-47.
- (57) フランス占領期エトレビトに関しては、安平弦司「宗派間関係と寛容の機能——一六七〇年代エトレビトにおける信仰実践を巡る闘争」『史料』九八（二）、二〇一五年、一七—二五頁。Yasuhira, 'Civic Agency', 152-199, 292-296; Idem, 'Confessional Coexistence', 11-15.
- (58) Rommes, *Ost*, 26, 29, 30, 32, 34.
- (59) Yasuhira, 'Confessional Coexistence', 8-17.
- (60) HUA, SAIL, 121-29, 4 May 1674.
- (61) Ibidem, 23 November 1674; Water, *Groot Placaat-Boek*, III, 271.
- (62) HUA, SAIL, 121-32, 6 January 1696.
- (63) HUA, SAIL, 121-29, 15 January 1677; Water, *Groot Placaat-Boek*, III, 511.
- (64) HUA, KR, 10, 25 February, 10 June, 18 November 1678, 17 January 1681; 13, 20 February 1688, 24, 31 March, 7, 14 April, 30 June 1690; HUA, KR, 11, 21 March, 18, 25 April 1692; HUA, KR, 606, 14 January 1687; HUA, SAIL, 121-30, 7, 14 March 1681; HUA, SAIL, 121-31, 31 March 1690, 18 April, 8 May 1692; HUA, SAIL, 619, 31 March, 29 April 1690, 18, 22 April 1692. フランスにおける改革派とカトリックの宗派混合格について、Forclaz, *Catholiques*, 281-324.
- (65) HUA, SAIL, 121-29, 18 August 1679; HUA, SAIL, 121-30, 30 June 1681.
- (66) 以下の叙述は基本的には市民登録簿（HUA, SAIL, 414-1）に拠っており、志願者個人について触れる時のみ、市民登録簿に記載された審査の日付を註に記す。
- (67) HUA, SAIL, 414-1, 18 June 1660.
- (68) 市民登録簿には市民権取得料の支払い金額は記載されていない。この二名の支払金額は市参事会議事録に記載されている。HUA, SAIL, 121-26, 3 March, 1 September 1656.
- (69) HUA, KR, 10, 5 November 1677.
- (70) Rommes, *Ost*, 42-43.
- (71) Ibidem, 76-102.
- (72) 他方、オランダ共和国に隣接するカトリック地域からエトレビトにやってくるカトリック聖職者は相当数居り、彼らには、逮捕される危険を犯しながらもエトレビトにやってくるだけの宗教的動機があった。Yasuhira, 'Swarm'.
- (73) HUA, SAIL, 414-1, 16 February 1675.
- (74) HUA, SAIL, 121-29, 10 September 1677.
- (75) HUA, SAIL, 414-1, 23 November 1674.
- (76) Ibidem, 4 December 1671.

- (77) Ibidem, 15 June 1657.
- (78) Ibidem, 30 May 1656.
- (79) HUA, SAIL, 2236-4, 29 June 1650.
- (80) Yasuhira, 'Civic Agency', passim, esp. 239-251; Idem, 'Delimitation', passim, esp. 90-92.
- (81) 中々に於て第一度目の裁判にござりては、HUA, SAIL, 2236-4, 23 September 1642; HUA, SAIL, 2244-90, 23 September 1642. 二度目の裁判にござりては、HUA, SAIL, 2236-4, 11 August 1655. アナ・カタリナの父は十六一年に国家反逆罪により処刑されたヤロブ・キトである(註(83)参照)。
- (82) HUA, SAIL, 414-1, 3 August 1663.
- (83) HUA, SAIL, 121-26, 3 November 1656; HUA, SAIL, 414-1, 3 November 1656.
- (84) 近世オランダのカトリック共同体復興における俗人エリート的重要性に關して、筆者は以下の研究に同意してゐる。  
Forlaaz, *Catholiques*; Geraets, *Patrons*; Janssen, *The Dutch Revolt*; Lenarduzzi, *Katholiek*; Parker, *Faith*; Pollmann, *Catholic Identity*.
- (85) HUA, SAIL, 2244-43, 21, 22 February 1621. 彼らの裁判の帰結は知られてゐない。
- (86) 一六四〇年に最終的にヴァフテラールはユトレヒト市からの追放刑と六〇〇〇ポルデントの多額の罰金刑を科された。この裁判に關しては、Hallebeek, Jan, 'Godsdiensst (on
- vrijheid in de Gouden Eeuw? Het proces tegen Johan Wachtelaer (1583-1652)', *Tryfietta* 23 (2014); Yasuhira, 'Civic Agency', passim; Idem, 'Delimitation', passim; Idem, 'Swarm', 192-193, 202; Idem, 'Transforming', passim. 參照。
- (87) Deelder, C., *Bijdragen voor de geschiedenis van de Roomsch-Katholieke Kerk in Nederland*, 2 vols. (Rotterdam 1888-1892), I, 173.
- (88) HUA, Apostolische vicarissen van de Hollandse Zending, 159, December 1639 (Rogge, H.C. (ed.), 'Memorie, in December 1639 door J. Wienbogaert ingezonden aan de omgeving van Zijne Hoogheid Prins Frederik Hendrik', in *A.A.U.* 2 (1875), 3).
- (89) HUA, Metropolitan Kapittel van de Oud-Katholieke Kerk van Nederland, 557, n. d.
- (90) HUA, Apostolische vicarissen van de Hollandse Zending, 159, December 1639 (Rogge (ed.), 'Memorie', 2, 5, 7).
- (91) 後述するケトリルからプロテスタント・コンシリウムの請願書(オランダ市参事會議事録にその写しが保存されてゐる)の中で記述。HUA, SAIL, 121-15, 5 March 1632.
- (92) Water, *Groot Placaat-Boek*, I, 397-400. しかし、実際には相当数のカトリック司祭が滞在・居住許可を獲得できてゐた。Yasuhira, 'Swarm'.
- (93) HUA, SAIL, 121-15, 5 March 1632.
- (94) Ibidem, 19 March 1632.

- (95) しかし、ヘルマンは司祭として非合法行為に及んだため、一六三八年にユトレヒトから追放されている。その後、ヘルマンは再度オラニエ公から特別認可を得てユトレヒトへ戻ったものの、一六四一年にミサを司式してゐるところを現行犯逮捕され、同市からの追放刑に処せられた。Yasuhira, 'Swarm', 207-208.
- (96) HUA. Oude rooms-katholieke aalmoezenierskamer te Utrecht, 1, 16 November 1675. Yasuhira, 'Confessional Coexistence', 17-21. ♪ 参照。
- (97) HUA. SAIL, 616, 6 January 1675 (Hofman, J. H. (ed.), 'Allerlei, betreffende de stad Utrecht', *A.A.U.* 5 (1878) 192-195). ♪ の請願書に關しては、安平「宗派間關係」二八～二九頁 ♪ 参照。
- (98) HUA. SAIL, 121-29, 2, 25 May 1674.
- (99) HUA. SAIL, 2244-134, 10 October, 2 November, 18 December 1673, 15, 27 May 1674.
- (100) Ibidem, 25 November, 12 December 1673.
- (101) Ibidem, 29 May, 8, 12, 15 June, 6 July 1674.
- (102) Ibidem, 29 May, 8 June, 6 July, n. d. in 1674.
- (103) Ibidem, 29 May 1674.
- (104) Ibidem, 29 May, n. d. in 1674. キングの信仰に關しては Forclaz, *Catholiques*, 219. 最終的にファン・スホレンベルグは八〇〇〇フルテントより多額の保釈金と引き換えに解放された。HUA. SAIL, 2236-5, 28 July 1674.
- (105) Forclaz, *Catholiques*, 256-262. トーレントにおける無償の貸家に關しては、Thoomes, W., *Hofjes in Utrecht: 'alder ewelick fundere'. Godskameren te Utrecht* (Utrecht 1984) ♪ 参照。
- (106) HUA. Bewaarde archieven I, 692, 29 November 1662.
- (107) HUA. KR, 10, 18 July, 26 September 1687.
- (108) 原文は Y Maria van Pallaes door liefde / Goodts gedreven / Heeft doen sy weduw was van / d'Heere Schroyestyn / Dees Cameren gesticht eenich / onderhout gegeven / Niet achtend 'swerels gonst maer / Plaets in shemels Pleyn.
- (109) 同絵画に關しては、Offringa, Gerianne & Hiddon, Warner, 'De fundatie van vrouwe Maria van Pallaes, door Hendrick Bloemaert, 1657', *Jaarboek Oud-Utrecht* (1983) ♪ 参照。同絵画を所蔵してゐるオランダ中央博物館（所在地は旧マニニン修道院）のウェブサイトをのぞく電子ジャーナルが掲載されてゐる。https://www.centraalmuseum.nl/collectie/2569-de-jaarlijkse-voedseluideling-aan-de-armen-door-maria-van-pallaes-hendrick-bloemaert (二〇二一年七月十三日最終閲覧)。
- (110) Bruin, Renger de, et al. (eds.), *Een paradijs vol weelde. Geschiedenis van der stad Utrecht* (Utrecht 2000) 175, 305, 308, 336-337.
- (111) Minns, Chris et al., 'The Scale and Scope of

Citizenship in Early Modern Europe: Preliminary Estimates, unpublished paper, bEUcitizen project, work package 3 (2014).

(112) 例えば、一八世紀ケルンで市民権を奪われていたプロテスタント商人に関わる「居留民条例」を分析した鍵和田賢の論文は、社会経済史的観点や被害者・寛容被付与者側の視点もカバーしており、大変興味深い。鍵和田賢「近世神聖ローマ帝国における「不寛容」のあり方―一八世紀初頭の都市ケルンにおける「居留民条例問題」を事例として」『西洋史研究』四八、二〇一九年。

(113) 例えば、W・キムリックカ(角田猛之ほか監訳)『多文化時代の市民権―マイノリティの権利と自由主義』見洋書房、一九九八年。Duyvendak, Jan Willem et al. (eds.), *The Culturalization of Citizenship: Belonging and Polarization in a Globalizing World* (London 2016).

〔附記〕 本稿は、令和三年度科学研究費補助金(特別研究員CPD 奨励費・課題番号19J00289)による研究成果の一部である。

## 『史学雑誌』投稿規定

- 一、投稿は会員に限ります。
- 二、投稿を受け付けているのは、次のもので、公刊されていないものに限ります。

論文／研究ノート／史料紹介／研究動向
- 三、原稿は和文、縦書きで、四〇〇字×八九枚を上限とします。A4用紙一枚に八〇〇字で印字してください。図表は『史学雑誌』一頁大の大きさを四〇〇字×四枚分と計算し、本文、註、図表の合計が八九枚を超えないようにして下さい。原稿には必ず和文要旨(八〇〇字以内)、英文要旨(400 words程度)を添付して下さい。原稿、要旨はともに二セット提出して下さい。
- 四、二重投稿は認めません。ただし、外国語で公刊された論考をもとにした日本語論文であり、日本語読者を想定した加筆・更新など、外国語版とは内容的に区別されるような修正を施したものであれば、投稿を受け付けます。その際、原稿にそのことを明記し、当該の外国語論考を添えて下さい。外国語論考をそのまま日本語に訳しただけのものは、受理しません。なお、外国語論考を掲載した学術雑誌等の承諾が必要な場合は、投稿者の責任において手続きを行って下さい。
- 五、写真、図版、特殊文字等により印刷経費が超過した場合、その一部を負担していただくことがあります。